



御 監 第 24 号
令 和 7 年 7 月 10 日

御 前 崎 市 長 下 村 勝 様

御前崎市監査委員 増 田 正 行
御前崎市監査委員 櫻 井 勝

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

株式会社御前崎ケーブルテレビ

御前崎市監査委員

令和7年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種別

地方自治法第 199 条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の種類

財政援助団体等監査、公の施設（御前崎市ケーブルテレビ施設）の指定管理者監査

3 監査の対象及び実施日

(1) 対象団体

株式会社御前崎ケーブルテレビ

(2) 所管部局

総務部 デジタル推進課

(3) 実施日

令和7年6月9日

4 監査の範囲

主として令和4・5年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

5 監査の期間

令和7年6月2日から6月9日まで

6 監査の着眼点

出資団体監査としては、当該団体について、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかを主眼とする。

指定管理者監査としては、監査の対象となった公の施設の指定管理に係る事務執行等が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。

(1) 所管部局関係

ア 団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおき、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等には、必要事項が適正に記載されているか。

エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

オ 定期報告や事業報告による管理状況等の検証は適切になされているか。

(2) 対象団体関係

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 経理・庶務事務は適正に行われているか。

ウ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。

エ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

オ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

7 監査の実施内容

事前に提出された財政援助団体等監査調査票に基づき、所管課より、施設、指定管理及び基本協定書並びに年度協定書の概要について説明を受ける。

また、指定管理者より、法人及び事業の概要並びに指定管理施設の概要、指定管理業務の状況、決算書類等について説明を受ける。

主な質疑内容は次のとおりである。

8 主な質疑内容等

○ 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。

→ 御前崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項及び御前崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、公募によらない選定方法により選定し、施設の名称、指定管理者となる団体の名称、住所及び指定期間について市議会の議決を経ている。

○ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

→ 令和3年4月1日付で御前崎市 CATV 施設の管理運営事業に関する基本協定書及び御前崎市 CATV 施設の管理に関する年度協定書を締結し、指定管理の期間、指定管理業務の内容及び管理費等を明確にしている。また、翌年度以降経費の支出を伴う契約であるので、予算で債務負担行為として定めている。

○ 平成 31 年4月1日付で締結した伝送路 (FTTH 化) 改修工事負担金契約書第5条の規定では、伝送路設備の所有者は(株)御前崎ケーブルテレビとなっているが、議会への報告、承認は受けているのか。

→ 契約については議会の議決事項ではありませんが、平成 30 年6月及び9月の予算決算審査特別委員会で事業概要等を説明し、平成 31 年2月議会の当初予算で債務負担行為について承認を得ている。

○ (株)御前崎ケーブルテレビ第 24 期決算では、御前崎市から伝送路 (FTTH 化) 改修工事負担金約1億 4,600 万円及び指定管理業務委託料約 4,400 万円が受託収入として計上されているが、どのような勘定科目に充てられているのか。

→ 主なものは、借入金・減価償却費 (FTTH 構築)、人件費、委託費、補修費、賃借料となる。

○ 御前崎市と(株)御前崎ケーブルテレビの間で IRU 契約が締結されているが、具体的にどのような契約内容か。

→ IRU とは、長期的・安定的な設備使用権のことで、市が所有する設備を(株)御前崎ケーブルテレビに貸借することにより発生する施設使用料となる。

○ IRU 契約の対象施設・設備の使用料はどのように積算されているのか。

→ IRU 契約の対象となる施設・設備は、主に局舎、局舎内の電源設備、機械設備、自主放送設備、附帯設備、備品などが対象となる。

積算方法については、各設備の取得価格を耐用年数で割った数値に、市と(株)御前崎ケーブルテレビの相互に定めた種別ごとの算定率を乗じて得た金額となる。

- 令和5年度御前崎市一般会計決算書の決算説明資料では、非常用発電機更新工事費 2,923 万円と記載されているが、CATV 施設における市有設備の状況(R7.4.1)では同機器の取得価格が 1,310 万円と記載されている。この差額を説明してほしい。
- ご指摘のとおり非常用発電機の取得価格は 1,310 万円ですが、決算説明資料に記載のある 2,923 万 8,000 円は同機器を設置するための工事請負費が記載されているので、機器本体価格に設置工事のための経費等が含まれている。

- 御前崎市長が㈱御前崎ケーブルテレビの代表取締役を兼務することは地方自治法第 142 条に抵触しないのか。
- 御前崎市としては法令に抵触していないと解釈しているが、抵触する恐れがあるとすれば、兼務しない方が望ましいので、今後、執行部と協議のうえ、㈱御前崎ケーブルテレビとの調整を図りたい。

- 個人情報の管理及び取扱いはどうに実施しているのか。
- 「個人情報保護法」とそのガイドラインに加えて会社の方針に基づき、個人情報は外部に持ち出すことなく、事務所内での管理を徹底している。また、職員研修として年 1 回情報セキュリティ研修を実施している。

- ケーブルテレビ伝送路(FTTH 化)改修工事の総額は 15 億 5,200 万円であるが、㈱御前崎ケーブルテレビ第 24 期決算書類のうち、貸借対照表に記載のある固定資産価額は約 2 億 5,200 万円で、FTTH 設備取得後の減価償却を考慮しても、期末簿価との差額が大きいように思える。工事総額と貸借対照表上の固定資産額との差額について説明してほしい。
この差額が減価償却、資産計上以外の処理によるものである場合、妥当性について説明してほしい。
- 工事総額は当初 15 億 5,200 万円を見込んだが、当社の努力により最終的に 14 億 6,000 万円ほどになった。期末簿価の合計が約 2 億 1,200 万円であり、独自事業分の固定資産額をプラスした合計が、貸借対照表上の固定資産額となる。

9 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、概ね適正に処理されているものと認められるが、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

【意見】

御前崎市ケーブルテレビ事業(以下「本事業」という。)の運営については、平成 18 年度より㈱御前崎ケーブルテレビ(以下「当該団体」という。)を指定管理者として業務を委託し、施設設備の管理、行政サービスの提供など、専門的な知識と技術により業務を履行し、市民の利便性の向上と地域社会の発展に貢献している。

当該団体の監査に当たっては、本事業が市の出資等の目的に沿って適切に運営されているか、また、指定管理委託された業務が適正かつ的確に履行されているかなどを審査した。

所管部局については、指定管理者制度の手続き等が法令に基づき適正に実施されているか、当

該業務が目的に沿って効果的かつ効率的に執行され、経済性も保たれているかなどを審査したところ、概ね適正に処理されていることを確認した。

当該団体は、御前崎市、農業協同組合及び民間企業などが共同で出資して設立された企業体で、本市から資本金全体の 29.09%にあたる出資金が出資され、民間の経営効率やノウハウを活用しつつ、公共性の高い事業が運営されている。

また、指定管理者として公の施設の管理・運営を行っているため、一部の施設等の費用は発生せず、事業の売上収入及び市からの受託収入で運営がされている。

現在、本市の財政状況は大変厳しく、財政健全化に向けた歳出抑制に取り組んでいることを踏まえると、公共性の高い当該団体に対しても指定管理業務委託料や設備負担金など多額の公費が支出されていることから、改めて財政部局及び当該団体と十分協議し、事業経費の妥当性を検証するとともに、当該団体の経営状況及び業務内容を十分に把握し、適正な指導・監督を行うよう求める。

また、当該団体の経営状況を見ると、通信事業、放送事業などの自主事業は安定的な収益があり、第 24 期の売上高に対する営業収益率は 43%、純利益率は 27%で、一般的な民間企業と比較しても第三セクター方式のメリットが十分に発揮され経営状態は良好であるので、今後は民営化を視野に入れたケーブルテレビ事業のあり方を検討していただきたい。

本事業は、市民の間の情報格差を縮めるとともに、市の産業や教育・文化の発展、福祉の向上に役立っている。さらに、地域コミュニティの重要な情報伝達手段として欠かせない存在となっている。

今後は、所管課と当該団体がより一層連携を図り、適正かつ的確に本事業の充実が図られるとともに、事業目的を上回る成果が得られるよう取り組むことを求める。

株式会社御前崎ケーブルテレビ

団体の概要

1 設立年月日

平成12年6月30日

2 設立の目的

当時の浜岡町は地域の発展を目指した地域情報化への対応に積極的に取り組み、これを活かした地域産業の情報化等の推進に努めていた。

そうした状況下、情報基盤の充実をもたらすCATV事業は、高齢化社会への対応、コミュニティの形成、地域の活性化の推進役となり、その事業化の可能性、意義も高いと考えられたことから第三セクターとして設立された。

3 資本金

5,500万円(市の出資額1,600万円、資本金に占める割合29.09%)

4 組織(令和7年4月1日現在)

役員4人(取締役3人、監査役1人)

社員数15人(正社員12人、派遣社員2人、パート社員1人)

5 主な事業内容

放送事業

電気通信事業

映像の制作・販売

6 指定管理の状況

(1)選定方法

従来の管理委託業者を単独指定(公募によらない選定)

(2)指定管理期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3)指定管理料

225,049,000円(5年間)

7 指定管理業務の概要

(1)施設の名称

株式会社御前崎ケーブルテレビ

(2)施設の所在地

御前崎市池新田7563-17

(3) 管理業務の内容

基本業務(貸与機器保全業務・局舎管理業務)

市民チャンネル業務

音声告知業務

CATV電話・FAX業務

(4) 自主事業の実施状況

行政サービスを含む放送サービスに、高速インターネットや固定電話の通信サービスを組み合わせ、利用料を減額するセット割引を実施。